

◎特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の記載のしかた

税額通知書でお知らせした指定番号を記入ください。

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている特別徴収税額（年税額）を記入ください。

(イ)異動が生じるまで毎月徴収した合計額を徴収月を記入ください。

(ウ)未徴収税額(ア)ー(イ)と未徴収月を記入ください。

特別徴収することができなくなった場合、異動の理由、異動後の徴収方法を選んで該当の数字を記入ください。
記入後、矢印に進みそれぞれの内容を記入ください。

新しい勤務先に月割額等を連絡した場合記入ください。

法人番号（付番がない場合は
代表者の個人番号）を記入く
ださい。

個人番号を記入ください。

退職などにより住所が変わる場合は新しい住所を記入ください。

転勤などで新しい勤務先へ行かれ、特別徴収を継続する場合は、名称・所在地等記入ください。

退職等の異動で未徴収額を一括徴収する場合に記入ください。

普通徴収に切り替える場合該
当の数字を記入ください。

[illegible]

※令和9年1月1日以降の退職者については退職金等の支払いがある場合は、未徴収税額を必ず一括徴収してください。（地方税法321条の5第2項）